

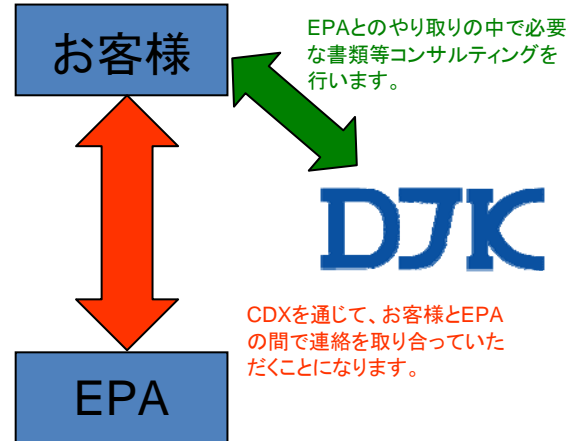
EPA申請：排ガス規制(エバポ規制)申請コンサルティングサービスのご案内

EPA(Environmental Protection Agency)は米国環境保護庁の略称で、市民の健康保護と自然環境の保護を目的とし、大気汚染・水質汚染・土壌汚染などを管理対象としています。

弊社では、近年“40 CFR(Code of Federal Regulations) part 1060”において定められたエバポ規制(排ガス規制)に関する申請などEPAへの申請代行を行っております。

米国内でガソリンを使用する自動車及び建設・農業機械、機関車・船舶等に使用されるエンジンからの排出ガス規制をクリアしなければ、米国内での輸出販売は認められないため、各社様の対応が求められている現状です。

なお、現在EPAの申請はCDX(Central Data Exchange: <http://www.epa.gov/cdx/>)というEPAのシステムより行う必要がございます。弊社ではCDXの使用方法等も含めて申請全般のコンサルティングを行っておりますので、EPA申請でお困りの際はご相談下さい。



背景

米国では大気浄化法(CAA: Clean Air Act)の改正を契機に自動車燃料に対する規制を導入し、自動車からの排出ガス規制を大気汚染対策の柱としています。

EPAはCAAに基づき、1995年より大気汚染の深刻な地域に対して改質ガソリンの販売を義務付けることとしました。(大気中のオゾン濃度の基準未達成地域から義務付けられています)

改質ガソリンの規定では含酸素分の添加率が規定されており、これまではMTBE(Methyl Tertiary Butyl Ether)が化合物として用いられてきました。しかしながら、パイプラインや地下タンク等からの漏出による地価水汚染の問題から、2004年よりカリフォルニア州をはじめとしてMTBE添加を禁止し、EPAは2014年12月31日以降は全米でのMTBE使用を禁止する決定をしています。

さらに、2005年8月のエネルギー政策方成立により、再生可能燃料(とうもろこしを原料とするエタノールなど)の導入量が義務付けられています。(現在はE10: 10%エタノール配合が基準で、2011年8月14日付けで一部の新型車両ではE15: 15%エタノール配合ガソリンの使用が認められています。 <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-07-25/pdf/2011-16459.pdf>)

自動車用ガソリン・軽油中の硫黄分基準はEPAによる排出ガス規制強化に沿って順次低減され、2006年からガソリンは30ppm以下、軽油は15ppm以下となっています(連邦基準より厳しい基準を採用しているカリフォルニアでは2004年より15ppm以下という基準)。また、近年EPAは自動車以外の建設・農業機械、機関車・船舶等に使用されるエンジンからの排出ガス規制も強化しています。(下記表を参照)

導入時期	EPA 連邦			CARB カリフォルニア
	自動車	ノンロード		自動車
		建設・農業機械	機関車・船舶	ノンロード
1993/10/1	500ppm以下	5000ppm以下		
2006/6/1	30ppm以下			15ppm以下
2007/6/1		500ppm以下		
2010/6/1		15ppm以下	500ppm以下	
2012/6/1		15ppm以下		

弊社ではこの他TSCA規則に基づく少量新規申請、上市前通知(PMN)申請、ポリマー除外通知申請をお引受けしています。何なりとご相談下さい。